福島県水素エネルギー普及拡大事業

（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）

補助金募集要項

令和３年６月３０日

福島県エネルギー課

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）補助金」については、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）補助金交付要綱、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号）に定めるもののほか、この要項に定めるところにより補助交付申請を募集する。

**１　事業概要**

(1) 補助対象事業

県内の公共施設、商業施設、工場又は事業所等における水素利活用設備（純水素燃料電池、業務・産業用燃料電池又は燃料電池フォークリフト等）の導入可能性について調査する事業。

(2) 補助対象経費と補助率

　ア　補助対象経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 経費の区分 | | 概要 |
| 1 | 直接経費 | 機器・設備費 | 調査に必要な機器・設備の借用及び外部施設等の利用に要する費用 | |
| 2 | 調査設計費 | 調査、分析、報告等に要する費用 | |
| 3 | 委託費 | 調査、分析、報告等の一部を委託する場合に要する費用 | |
| 4 | 諸経費 | 旅費、謝金、文献調査費等、調査に必要となる諸経費 | |
| ５ | 間接経費 | | 直接経費の１０％以内の額 |

　イ　補助率等

　　　定額補助（ただし５００万円を上限とする。）

(3) 補助対象者

　ア　県内市町村

イ　県内に事業所等を有する民間法人

　ウ　その他の法人（ア又はイとの共同申請に限る。）

(4) 調査事項

ア　導入を検討する施設における現状整理

イ　水素利活用設備の導入量及び運用方法の検討

ウ　水素供給インフラ（水素調達方法を含む）の検討

エ　エネルギー効率及び環境性向上への寄与度検討

オ　設備等導入及び運用に係る事業性検討

カ　上記の外、水素利活用設備の導入検討に資すると期待できる事項

(5) 事業期間

　　 交付決定日から令和４年３月１１日（金）まで

(6) 事業の着手

　　 事業の着手は交付決定日以降となります。

**２　申請の方法**

(1) 提出種類

　　 次の書類を提出してください（オ、カ、キは法人のみ対象）。

　ア　交付申請書（要綱様式第１号）

　イ　事業計画書（要綱様式第１号の別紙１）

　ウ　収支予算書（要綱様式第１号の別紙２）

　エ　実施体制図（要綱様式第１号の別紙３）

　オ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（要綱様式第１号の別紙４）

　カ　補助事業者の登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書

　キ　補助事業者の直近２か年分の財務諸表等、財務状況が確認できるもの

　ク　導入を検討する施設の概要が分かる資料（図面等）

(2) 提出先及び提出方法

　ア　提出先

　　　〒960－8670　福島県福島市杉妻町2－16

　　　福島県企画調整部エネルギー課（担当：泉田）

　イ　提出方法

郵送又は持参により提出してください。

(3) 募集期間

　　 令和３年６月３０日（水）～令和３年７月２１日（水）１７時（必着）

(4) 結果の通知

　　 審査結果（採択又は不採択）は、申請者宛て郵送にて通知します。

**３　交付決定後の留意事項**

(1) 変更承認申請

事業内容又は事業に要する経費の配分変更がある場合、下記に記載する軽微な変更を除き、変更（中止・廃止）承認申請書（要綱様式第２号）を提出してください。

　ア　補助対象経費の２０％以内の減額かつ補助金の額の変更を伴わないもの

　イ　要綱別表２に掲げる補助対象経費の区分間における２０％以内の流用増減であるもの

　ウ　補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外であって、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

(2) 実績報告

事業完了後は速やかに完了報告書（要綱様式第４号）を提出するとともに、完了日から起算して３０日を経過した日、又は令和４年３月１２日のいずれか早い日までに実績報告書（要綱様式第５号）を提出してください。